



せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

そうだん こ かた
(相談に来られた方へ)



くらしにこま^{こま}っているときにせいかつ ほ ご^{せいかつ ほ ご}を受けることはこくみん けんり^{こくみん けんり}です
から、どなたでもしんせい^{しんせい}申請をすることができます。

この「しおり」は、ふくしじむしょ^{ふくしじむしょ}へせいかつ ほ ご^{せいかつ ほ ご}のそうだん こ^{そうだん こ}に、
し^しっていたきたいせいかつ ほ ご^{せいかつ ほ ご}のしくみや、しんせい^{しんせい} てつづ^{てつづ}きなどについて
せつめい^{せつめい}したものです。

せいかつ ほ ご かん^{せいかつ ほ ご かん}することは、えんりよ^{えんりよ}なくふくしじむしょ^{ふくしじむしょ}のしょくいん^{しょくいん}にそうだん^{そうだん}く
ださい。

おうみはちまんしふくしじむしょ
近江八幡市福祉事務所

〒523-8501

しがけんおうみはちまんしさくらのみやちょう
滋賀県近江八幡市 桜 宮 町 236

でんわ 0748-36-5508

FAX 0748-32-6518

せいかつ ほ ご 生活保護について

ねんきん きゅうよ しゅうにゅう せたい き さいていせいかつひ したまわ かた せたい
年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る方（世帯）で、
じぶん しさん のうりよく せいど かつよう せいかつ い じ で き かた せたい
自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することが出来ない方（世帯）
たい くに けんこう ぶんかてき さいていげんと せいかつ ほしろう にほんこくけんぽうだい しょう せいかつ
に対して、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条や生活
ほごほう さだ せいど
保護法で定められた制度です。

せいかつ ほ ご しさん のうりよく かつよう せいかつ こま かた たい こんきゅうじょうだい おう
生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべての方に対し、困窮状態に応じ
ひつよう ほ ご おこな せいかつ ほしろう じりつ せいかつ おく しえん
て必要な保護を行い、その生活が保障されるとともに、自立した生活が送れるよう支援す
ることを目的とします。

ぼうりょくだんいん つ じゅうたく ほ ゆう かた か こ ねんきんたんほかしつけ りよう
暴力団員、ローン付き住宅を保有している方、過去に年金担保貸付を利用するととも
せいかつ ほ ご じゅきゅう かた さいどねんきんたんほかしつけ りよう かた げんそく
に生活保護を受給していた方で、再度年金担保貸付を利用している方は、原則として
せいかつ ほ ご う
生活保護を受けることはできません。

せいかつ ほ ご りよう なが 生活保護利用までの流れ

1. 相談

せいかつ ほ ご そうだん ふくしじむしょ しょくいん かてい じじょう こま
生活保護の相談をされるときは、福祉事務所においでください。職員が家庭の事情や困
っている じょうきよう き めんせつ き ないよう ひみつ ぜったい まち
状況をお聞きします。面接でお聞きした内容についての秘密は絶対に守りますので、
あんしん はな びょうき そうだん こ ばあい そうだん
で、安心してお話してください。なお、病気などで相談に来られない場合は、ご相談ください。

2. 申請

せいかつ ほ ご しんせい ほんにん い し ひつよう しんせい ふくしじむしょ しんせいしよるい ていしゅつ
生活保護の申請には、本人の意思が必要です。申請は、福祉事務所へ申請書類を提出しま
す。しんせい ともな ちょうさ ひつよう しよるい しさんじょうきよう かくにん しりよう もと
申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料などを求めることがあ
ります。しんせい しよるい か かた しょくいん せつめい なん じじょう ほんにん しんせい で き
申請や書類の書き方は職員が説明します。何らかの事情で本人が申請出来ないとき
は、どうきょ しんそく ふようぎむしゃ だいに しんせい
は、同居の親族や扶養義務者などが代理で申請することもできます。

3. ちょうさ 調査

せいかつ ほ ご しんせい 生活保護の申請をされると、あなたの家庭などを訪問して生活 状 況 や資産 状 況 などの ちょうさ 調査をします。また、ぎんこう 銀行・せいめいほけんがいしゃ 生命保険会社やふようぎむしゃ 扶養義務者などにちょうさ 調査やしょうかい 照会をします。

- 1 はたら のうりよく かた のうりよく おう はたら ひつよう 働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、びょうき しょうがい 病気や障害、その他の理由で はたら かた 働けない方は、その問題解決を優先とします。
- 2 あなたのせたい 世帯にあるしさん 資産（よちよきん 預貯金、せいめいほけん 生命保険、とち 土地、かおく 家屋、じどうしゃ 自動車、ききんぞく 貴金属など）でばいきゃく 売却やかつよう 活用が可能なしさん 資産がある場合には、そのしさん 資産をばいきゃく 売却してさいていせいかつひ 最低生活費にあ 充てていただくこともあります。
- 3 せいかつ ほ ご いがい 生活保護以外にも、ねんきん 年金、かくしゅてあて 各種手当、いりようじよせい 医療助成、しゃかいほしょうせいど 社会保障制度など、た ほかのほうりつ 法律やせいど 制度があります。かつよう 活用が可能なせいど 制度があれば、それらをゆうせん 優先してかつよう 活用していただきます。
- 4 おや 親、こ 子、きょうだいしまい ども、兄弟姉妹などのみんぽうじょう 民法上のふようぎむ 扶養義務のある方からかた 援助を受けることが できるばあい 場合はう 受けてください。

4. けってい 決定

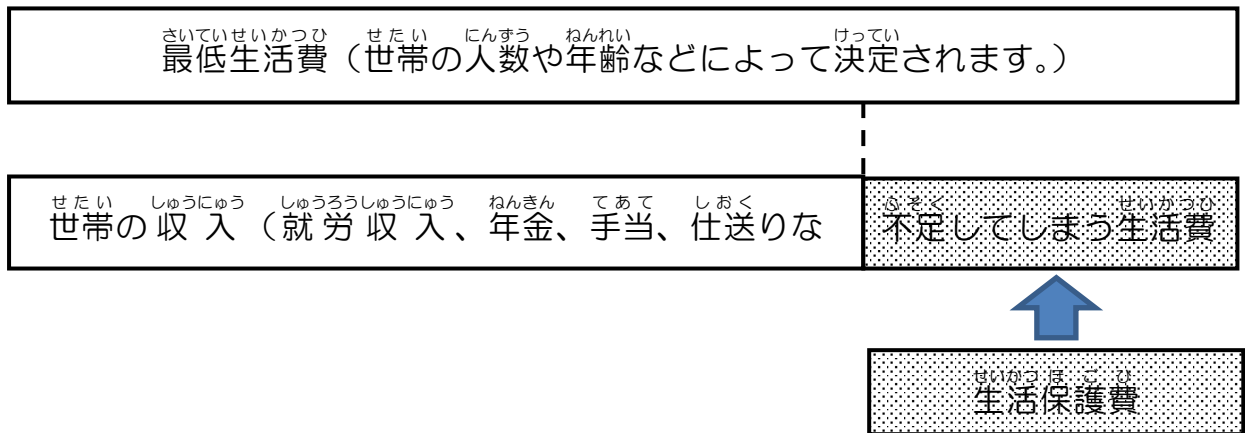
さまざまなちょうさ 調査が行われ、おこな 申請した日からしんせい 原則として ひ 14日以内（げんそく 特別な事情でにちい ない 調査にしかん 時間を要する場合には、よう 最長で 30日以内）にさいちょう 生活保護のりよう 利用ができるかどうかの結果がけっか 通知 されます。

生活保護のしくみ

生活保護の審査は、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と世帯の収入（給料、各種手当、養育費など）を比較して判定します。

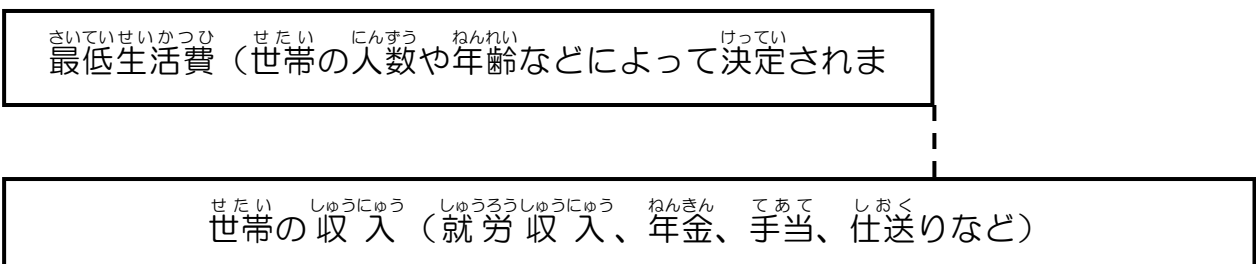
◎生活保護が利用できる場合

最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合は生活保護を利用し、不足部分を補います。



◎生活保護が利用できない場合

自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。



せいかつ ほ ご しゅるい 生活保護の種類

生活保護は、次の8つの扶助があり、国が定めた基準によって、世帯の生活に必要な扶助を受けることができます。

① 生活扶助

衣食、光熱費など日常生活の需要を満たすために必要な費用

② 住宅扶助

家賃、地代などの費用

③ 教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費などの費用

④ 医療扶助

病院などの受診や薬にかかる費用

⑤ 介護扶助

介護サービスを利用するための費用

⑥ 出産扶助

出産にかかる費用

⑦ 生業扶助

高等学校の修学に必要な費用や就労に必要な技能や資格習得にかかる費用

⑧ 葬祭扶助

葬祭に必要な費用

※各扶助には、条件や金額の制限がありますので、必要なときは、前もって相談してください。

みんせいいいん

民生委員について

あなたの住んでいる地域には、生活に困っている方々の相談に応じ、福祉事務所との橋渡しをしてくれる民生委員がいます。相談内容を他の人に話すようなことはありませんので、困ったこと、悩んでいることなどがありましたら、安心して相談してください。